

令和 7 年度第 1 回門真市障がい者地域協議会議事録

日 時 令和 7 年 7 月 10 日（木）午後 2 時から午後 4 時まで

場 所 門真市保健福祉センター 4 階 会議室 3

■会議次第

1. 開会

2. 議題

- ① 令和 6 年度相談支援事業実施状況について
- ② 令和 6 年度障害者虐待防止法に係る対応状況について
- ③ 門真市第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画の進捗状況及び取組状況等について
- ④ 令和 6 年度門真市障がい者地域協議会部会の開催実績について
- ⑤ 障害者優先調達推進法に係る令和 6 年度の取組状況及び令和 7 年度の

予

定について

⑥ その他

3. 閉会

■配布資料

〈事前配布〉

協議会資料

〈当日配布〉

協議会委員名簿

座席表

門真市情報公開条例（抜粋）

審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

門真市附属機関に関する条例（抜粋）

門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

門真市第 4 次障がい者計画冊子

門真市第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画冊子

■出席者

委 員 岡田委員、岩本委員、小原委員、喜多村委員、
藤江委員、森田委員、本木委員、中村委員、石橋委員、津畠委員、
東野委員、福島委員、高田委員、美馬委員

事務局 障がい福祉課 池尻課長、松本課長補佐、池田課長補佐、山田主任

坂田主任、今井主任

■欠席者

委 員 倉澤委員、青木委員

■傍聴者 2名

■議 事

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今より令和7年度第1回門真市障がい者地域協議会を開催いたします。本日は委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、本協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。失礼しまして座って司会進行させていただきます。

本日は、令和7年度第1回目の会議でございます。

ここで委員の出席状況について報告させていただきます。本日の出席委員は、16名中、14名でございます。門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に、「会議の公開・非公開」について説明させていただきます。

門真市では、本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開・非公開を協議会の長が、会議に諮って決定することとなっております。本協議会につきましては、原則の考え方どおり「公開」を考えておりまして、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考えております。いかがでしょうか。

(会長)

ただいま、事務局より、会議の市民への公開について提案がありましたが、何かご意見等ございますか。

(異議なしの声あり)

異議なしということで、会議につきましては公開とし、市民の方々に傍聴いただくということとさせていただきます。それでは、傍聴者がいるようでしたら

入室してもらってください。

(傍聴者入室)

(事務局)

それでは、早速会議に入らせていただきます。

まず、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

本日配布しております資料は、

- ・協議会委員名簿
- ・座席表
- ・門真市第4次障がい者計画冊子
- ・門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画冊子でございます。

また、各計画の冊子につきましては、会議中の参考資料としてご用意しておりますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。なお、各計画冊子が必要な場合は、職員までお知らせいただくよう、お願いいたします。

次に事前に郵送しております資料として協議会次第をご確認ください。

また、その他参考資料といたしまして、

- ・門真市情報公開条例(抜粋)
- ・審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)
- ・門真市附属機関に関する条例(抜粋)
- ・門真市附属機関に関する条例施行規則(抜粋)を配付いたしております。

不足等がございましたら、お知らせください。

それでは、この後の審議につきましては、会長に議事進行を宜しくお願いいたします。

(会長)

これ以降の進行につきましては、私が進めさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

議題①、令和6年度相談支援事業実施状況について、市が委託しております、門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス、門真市障がい者相談支援事業所 あん、門真市障がい者基幹相談支援センターえーるよりそれぞれ報告をお願いいたします。

(事務局)

私から令和6年度の相談支援センタージェイエスの事業実施報告をさせていただきます。よろしく願い致します。

それでは資料の1-1をご覧ください。先ず委託相談の全体の報告と致しまして、令和6年度の相談支援事業の相談者数については前年度と比べて実人数

がやや減少しています。それに伴い支援方法や支援内容の件数も全体として減少していますが支援方法の中の「訪問」「同行」の件数は増加しています。これは相談者の生活の場へ出向いていくといったアウトリーチをいかしての支援に力を注いだ結果ではないかと思っています。また、支援内容についても「健康・医療に関する支援」の件数は前年度の約1.4倍増加しています。令和6年度は相談者の入退院が多く、医療機関との連携などが多かったためと思われます。個別の相談ケースとして目立ったものとしては、金銭トラブルによる相談です。金銭の使い過ぎや貯蓄が尽きてしまうといった内容が多く、スマホでアプリ等に簡単に課金ができること、お金の計算が難しいことが重なって、気が付くとトラブルになっていた。また、収入と支出のバランスが取れずトラブルになるといった理由が多い印象です。トラブルに発展してしまってから相談に入るケースが多く、生活保護申請や自己破産の手続きなど関係機関に繋いでいく支援を実施しています。また、今後の生活の中でトラブルを自己判断で未然に防いでいけるように前段階からの支援介入を意識しています。

続いて在宅生活が中心のいわゆる引きこもりの方のケースについては、関係機関から繋がるケースが多かった印象で、重層的な支援体制の基礎が築けているのではないかと実感しています。実際の支援内容としては社会資源を紹介するのが主ですが、社会参加への不安が大きいなどの理由から福祉サービス等に繋がらないケースの方が多い印象です。困った時に相談しやすい関係が構築できるように長期的なアプローチで関わっていきたいと考えていますが、実際にはご本人に相談の意思がない場合も多いため、関わりの難しさに直面しているところがあります。初めて福祉サービスの利用を希望する相談者へは、障がい福祉サービスの制度説明、事業所探し、計画相談支援事業所へ繋ぐ、といった一連の動きが例年同様に一定数あり、委託相談の機能の一つとして定着しています。また、セルフプランの作成時の助言等の支援を行っています。

次に計画相談支援事業について報告致します。

計画相談ではグループホームに繋ぐケースが昨年度に引き続き多くありました。理由は様々ですが親亡き後に備えてといったケースが多いのと、新規グループホーム事業所の開所によりグループホームの充実が後押しとなっている印象です。一方、強度行動障がい者の受け入れ可能なグループホームについてはまだまだ少ないと感じています。強度行動障がい者への支援力の強化や向上、支援者への研修の機会、地域への理解啓発等を通じて、生活介護、ヘルパー事業、短期入所などの他の事業も一体的に支援力が今以上に向上していくことで、より地域での安心した生活に繋がっていくのではないかと考えています。計画相談の担い手としては、ご本人の持つ強みや障がい特性の理解を深めるためのアセスメント力の向上が求められると考えています。

続きまして、会議関係についてです。

令和6年度も門真市障がい者地域協議会の中のサブ協議会において、大阪府発達障がい者地域支援力向上事業を活用し、アクトおおさかによる研修会を実施しました。50名近くの関係機関が集まり、成人・児童の機関同士が交流できる場にもなりました。

次に、グループ支援・ピアカウンセリングについてです。

ピアカウンセリングは社会福祉協議会から地域学校への福祉教育の依頼は増えており、令和6年度は7校の小学校へ派遣し377名の生徒へ福祉教育を実施しました。「障がい者がどのような生活をされているのかを知ることができた。」

「声をかけることを意識したい」「当事者の話を聞くことで心に響いた」といった感想をお聞きしています。今後も障がい者への理解啓発活動について今後も取り組んでいきたいと思います。

計画相談として障がい福祉サービスを利用している方にとっては相談支援専門員が身近な存在となっていますが、サービス利用していない方への相談窓口として、「障がい者相談支援事業」は重要な役割であると認識しています。必要な時に気軽に相談ができる身近な場所として知ってもらうためにも、関係機関から繋いでいただけるよう、当センターの事業内容・役割を今後も周知していきたいと思います。

以上、ジェイエスからの報告となります、ありがとうございました。

(事務局)

あんより当事業所の事業報告をいたします。

資料は、1-2となります、ご覧ください。個別支援の数的な状況はお配りしてある通りです。

令和6年度の傾向について、相談者の実人数は令和5年度より微増となっています。(3)支援方法に関してはだんだんと訪問が増え、来所相談が減っている傾向があります。また見学同行の数も減少していますが、これは当事者自身がインターネットを活用して事業所探しや見学等の調整も行うことが増えていることが反映されていると考えています。(4)支援内容に関しては年々家計・経済に関する支援と就労に関する支援の数が増加傾向にあります。対して障がいや病状の理解に関する支援については令和5年度と比較すると減少傾向となりました。この項目は当事者や関係機関からの障がい特性に関する内容の相談が当てはまります。減少理由として時間経過とともに障がい受容や関係性の構築がなされていった結果かと考えています。支援内容の総合計数は令和5年度と比べて減っていますが、相談者の実人数は微増しています。これは当事者一人に対して相談内容が多岐にわたる場合が減っていることとなります。その背景に

は近年の当事者の傾向として自身で相談内容を選別したり、福祉サービスの事のみ相談したいといった割り切った関係性の対応を希望されている当事者が増加していることも理由のひとつかと感じています。(5) 相談経由に関しては行政と福祉が多いことは例年同様となっています。

続いて会議参加についてです。

会議参加数に関しては資料をご覧ください。

委託相談の業務として門真市の障がい者地域協議会に関するほぼすべての部会、事務局会議に参加し、会議運営に携わっています。部会の中で、地域移行・地域定着支援部会については他分野の支援者や当事者団体の方など様々な立場の方が参加されています。年々どの立場の参加者もわかりやすく意見交換できるような議題の選定が難しいことが課題になっていました。また地域移行に関する議題に関しては、ワーキングとの兼ね合いにより精神障がいの話題の比重が多くなること、内容も支援に携わっていないと把握できない話題が多くなってしまうことも懸念がありました。しかし、地域移行の目標数値に対する議論の場も必要であったこと、部会の参加者から通年で取り組む議題もしてほしいとの意見があったため令和6年度は2時間枠のうち1時間を地域移行に関する議題、1時間を地域で生活し続けていくことに関する議題を設定しました。グループワークも取り入れることで、より議題に対する意見交換はしやすくなったようには感じています。引き続きワーキングの方では精神科在院患者調査から地域移行の対象者の選定や地域で取り組むべき課題について、行政、医療関係者とともに継続して模索を続けています。

続いて委託相談についてです。

こちらは門真市から委託を受け、主に福祉サービスの利用や生活上の困りごと等について相談や情報提供を行う事業です。福祉サービスを利用する当事者が増えたことで、委託相談の件数は年々減少傾向にはあります。令和6年度の新規ケースは28件、そのうち4件は福祉サービス利用開始となりました。例年福祉サービスや既存の制度などを活用して解決できるケースは少なくなってきており、当事者や関係機関の抱える漠然とした不安感の相談も増えています。不安の受け止めや病状について理解し傾聴する相談の窓口としての役割を担うと同時に、現状の情報量では対応できないケースに関して会議参加等にて他分野の関係機関との連携や情報交換を重ね、利用者支援へと活用できるよう情報感度を高めていく必要があると感じています。

続いて計画相談についてです。こちらは福祉サービス利用にまつわる相談に対応する事業です。

当事業所の計画相談件数に関して令和5年度と大きく増減はありませんでした。65歳を迎え介護保険へと移行していく当事者についても以前に比べると

スムーズに移行を図れるようにはなってきたように感じています。アルコール依存症や薬物依存症の当事者に関しては、福祉サービスにつないでも安定した利用継続が難しいケースも多く、委託相談へと切り替え支援にあたり、必要な際には再度福祉サービスへとつなぎなおす支援も必要となっています。また、近年の課題として、計画相談そのものが認知されるようになったのと同時に、直接事業所同士でやり取りした方がいいような内容でも相談支援専門員へ連絡が入るようになっていきます。関係機関からこまめに連絡を受けること自体はサービス利用計画の作成にあたって必要な情報収集であり、当事者の現状を理解する上では不必要なことだとは感じていません。しかし、内容によっては相談支援専門員を挟むことによってタイムラグが生まれてしまい、結果として当事者が不利益を被る可能性が高くなることが懸念されています。課題解消に向けてサービス担当者会議の開催等を通じて各支援者が顔を合わせる機会を定期的に確保し、相談支援専門員を介さずとも連携のとれる関係性の構築を促していく必要があると感じています。

全体の総括に移ります。

門真市の特徴である複数の課題を抱えた世帯に対する支援について、年々課題が複雑化しているように感じています。また、福祉サービスに関しても、特に就労継続支援B型の事業所の増加スピードは門真市内外問わず凄まじく、年々把握しきれっていない事業所の方が多くなっています。作業内容も門真市内の事業所は内職を中心とした軽作業が多いのに対し、他市の事業所はイラストの作成や動画編集等パソコンを活用したものも多く、同じ作業を続けることに苦手意識のある当事者や、若年層、外出に抵抗感のない当事者は希望されることが多いと感じています。しかし、一方でコロナ禍以降完全在宅支援を謳っている事業所も増えています。こちらは外出に抵抗感の強い当事者を中心として一定の利用希望がありますが、将来的に一般雇用を希望される利用者に関しては在宅支援を希望されても安易につなぐことに関しては懸念もあります。しかし、近年の物価高や将来に対する漠然とした不安感などに対する選択肢の一つとしては活用する必要性も感じています。当事者も多様化していく中で受け手側の事業所も多様化しており、様々な方法で利用者獲得を行っている実情があります。相談を受ける側も多様な考え方や方法に対し臨機応変に対応できるような柔軟性が必要であると感じています。そのためにはこれまでの経験や制度は遵守しつつ、関係機関との連携や情報交換などを積極的に行い、当事者支援へと還元していくような技術の向上を模索していく必要があると感じています。

報告は以上です。

(事務局)

えーるから門真市障がい者基幹相談支援事業の報告をさせていただきます。
10頁の資料1－3をご覧ください。

門真市障がい者基幹相談支援センターは、門真市桑才新町に事務所があります。職員は委託契約上は1.5名体制となっていますが、正規職員2名を配置しています。職員2名の資格について、1名が主任相談支援専門員と社会福祉士の資格を有しています。もう1名が主任相談支援専門員と保育士、介護福祉士の資格を有しています。開所日は月～金曜日の9時～17時30分が基本となっております。障がい者虐待防止センターの業務を担っており、虐待の対応については24時間365日の対応となっています。

令和6年3月に厚生労働省から「相談支援業務に関する手引」が出され、基幹相談の優先すべき業務を相談支援専門員の後方支援、地域づくり、専門部会を含めた地域協議会運営の3つと位置づけられました。この優先すべき3つを重点に報告させていただきます。

10頁は個別の相談に関する報告となっています。

報告は割愛させていただきますので、委員の皆様から質問などがあれば、後ほど回答させていただきます。地域づくり、専門部会を含めた地域協議会運営の業務に当たる基幹相談が参加した会議、または主催した会議についてです。10頁の下段から12頁の上段までの会議の一覧と、13頁の中段、「会議について」をご覧ください。会議に関してですが、基幹相談の業務の一つとして門真市全体の連携強化を目的に様々な会議や打ち合わせ、イベントなどに149回参加しています。内訳は地域協議会関連会議99回、その他の会議31回、講師派遣やイベント開催協力などが19回となっています。

当センターが事務局の一つとなっている就労部会にて、以前より手帳の持たないグレーゾーンの支援が地域課題としてあげられており、加えて前年度よりサブ協議会にて取り組みしている児童と成人の繋ぎの連携の課題と合わせ、成人のグレーゾーンの方の繋ぎの支援や引きこもりの未然に防止していく取り組みが必要と確認されました。

10月23日の当センターが事務局の一つとなっているサブ協議会にて児童期と成人期の支援者の切れ目のない繋ぎを目的とした研修会を開催しました。当センターは事務局として開催協力しています。研修会には約50名の参加があり、発達障がいの特性を理解する講義後に、児童期の支援者と成人期の支援者で構成された小人数のグループに分かれ、成人期に求められること、児童期に必要な取り組みについてグループワークを実施しました。

合わせて12月6日に就労部会のエル・フェスタin北河内西実行委員会が教職員や児童期の支援者へ向けに、成人期の就労支援の事業内容の周知を目的としたイベントを開催しています。参加者は約70名あり、当センターは事務局として

開催協力し、当日はイベントの司会進行役として職員を派遣しています。イベントでは、成人期の社会資源の紹介に加えて、成人期にひきこもりや学齢期に何らかのトラウマを抱えた当事者から児童期の支援者へ向けたメッセージが伝えられ、参加者に対して学齢期から成人期の繋ぎの重要性と、参加者自身が行動しなければならないことを伝えることが出来ました。この部分に関しては、後ほどわーくぶらすの石神さんから詳しく報告していただく予定です。

上記の2つの取り組みは学校教職員や児童発達支援・放課後等デイサービスのスタッフと成人期の支援者が顔の見える関係となり、互いの支援内容や取り組みを知ることを目的としており、これらがキッカケとなり、門真市における成人のグレーゾーンの方の早期発見や引きこもりの未然に防止につながると考えています。

当センターが事務局となってる門真市障がい児者相談支援連絡会において、門真市の相談支援専門員の人員が2年間で増加し、新しく相談業務に携わる職員も増えたことを踏まえ、相談支援連絡会にてスマートフォンやタブレットにて各相談支援専門員が持っている社会資源の共有（One Driveの活用）や、地域の主たる社会資源となる支援機関（社会福祉協議会・社会保険労務士・就業生活支援センター）を連絡会へ招き、事業説明や相談支援専門員との具体的な連携事例などを学ぶ機会を提供しました。それ以外にも市内の主任相談支援専門員5名が主となり相談支援専門員参加の事例検討会の開催、門真市第1～5地域包括支援センターの職員と相談支援専門員の交流の場の開催などを実施しました。これらの取り組みは相談支援専門員と基幹相談の連携強化、相談支援専門員の質の向上、相談支援専門員同士の社会資源の情報共有を目的としており、一定の成果を上げることが出来ていると考えています。

地域の相談支援事業者の人材育成の支援について、相談支援従事者初任者19名と現任者7名、計26名のインターバル研修を合わせて52回の受け入れを行った。昨年度の相談支援従事者初任者9名と現任者5名と比較して、初任者の受講者が2倍に増加しており、この相談支援従事者初任者研修の受講者数は、令和6年度の大阪府下の市町村別の受講人数は大阪市、堺市、東大阪市に次ぐ4番目に多い人数となっています。人口比であれば大阪府下で1位の人数となっています。これまで障がい福祉課と相談支援連絡会にて取り組みしてきた成果と考えています。門真市ではインターバル研修を基幹相談にて全件受け入れをしており、相談スキルの向上に加え、研修を通じて相談支援専門員同士の関係性を構築することを研修の目的としていました。特に初任者研修終了後も新規開所した事業所の相談支援専門員や経験が浅い相談支援専門員が受け持った新規ケースに対して、基幹相談職員が同行にて利用者宅訪問、カンファレンスへの参加を行うなど積極的な後方支援を行っています。これらの取り組みにより、経験が浅

い相談支援専門員でも気軽に基幹相談の職員へ相談をしたり、後方支援の依頼をしやすい関係性を構築できています。ただ、令和7年度以降は、委託相談の職員と相談支援専門員との連携強化も必要と考えており、更新研修となる相談支援従事者現任者インターバル研修の講師として、委託相談の主任相談支援専門員を巻き込んで実施を検討しています。

次に、人員体制についてです。現在の2名体制であっても総合相談や地域のネットワークづくり、相談支援体制の構築、相談支援専門員の後方支援など基幹相談の業務に加え、虐待防止センター業務を担うには人員が足りず、円滑の業務を担うことに支障が発生していると感じています。加えて2名の職員の年齢が50代、60代と高齢であり、後任の育成問題も近い将来発生します。基幹相談支援業務や虐待防止センター業務を担うことができる職員の育成や代替は容易でなく、業務委託契約上の正規職員1名と非常勤職員1名の1.5名体制では後任の職員を育成する体制を組むことすら出来ません。後任の育成が可能な職員体制が必須であることを門真市へ理解してもらうことが必要と感じています。

以上が基幹相談支援事業の報告です。

続いて相談支援全体の総括です。相談支援体制について、行政や各相談支援事業所など様々な関係機関を巻きこみ、地域の課題把握や課題解決の取り組みをどのようにしてきたか、地域づくりが評価の対象と考えています。門真市に所在地がある指定特定相談支援事業所が令和6年度中に4事業所が新規開所しました。新規開所の4件の内訳は訪問看護2カ所、就労継続支援B型事業所1カ所、児童発達支援センターとなっています。このうちの1件は市直営から公設民営の指定管理へ移行した児童発達支援センターが指定特定相談支援事業所を立ち上げで、これで児童系の事業所が母体の指定特定相談支援事業所が2カ所となりました。しかし児童全体の計画相談件数に対して児童を専門とする指定特定相談支援事業所数が少なく、門真市に多い介護保険の居宅介護支援事業所ケアマネジャー出身の相談支援専門員など、児童分野の相談経験が少ない相談支援専門員に児童の計画を頼らざる得ない状況となっています。そのため児童相談の質の向上が課題となっており、児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの経験者など児童の支援の専門性がある相談支援専門員を増やすことが門真市の地域課題となっています。全体の相談支援専門員や相談支援事業所数でみると、門真市が他市と比べて新規開所が多いことは、障がい福祉課と基幹相談、門真市障がい児者相談支援連絡会がこれまで実施してきた新規事業所開拓の成果と考えています。令和5年度と令和6年度を合わせると10事業所の開所、1事業所の休止となっています。増員できた相談支援専門員を活用し、モニタリング頻度の適正化、受け持ち担当件数の適正化、強いてはサービス担当者会議のスムーズな開催が今後の地域課題となっています。

令和5年度も同様の報告を行いました。相談業務から把握した地域課題を解決する手段として、移動支援を含めた市町村事業の地域生活支援事業の在り方や業務内容について、検証や検討する場が門真市には必要と考えています。門真市は全国と比較して、知的障がいと精神障がいのある方が多い地域となっています。全国の平均値を大きく離れており、そのような地域こそ市の独自事業の地域生活支援事業の活用が重要となってきます。令和5年度の報告を踏まえ、行政内で地域生活支援事業の見直しをなされ、一部の報酬や制度内容に変更がありました。しかし地域生活支援事業は評価する場や定期的な見直しを行うルールまでは決められていないため、定期的な見直しを行うルール作りについて、本会議からの提言が必要になると考えています。門真市の地域生活支援事業は、移動支援事業、地域活動支援センター事業、理解促進事業など障がいのある方が地域で生活するために重要な社会資源が含まれています。国事業の介護給付や訓練等給付のように、報酬や制度の見直しを3年に一度の頻度で行い、現在の状況に合わせて柔軟な対応ができるよう事業を見直しする必要な検証や検討する場が門真市には必要と考えています。

以上が相談支援全体の総括の報告です。

(会長)

はい、ありがとうございます。ただ、今のご報告につきまして、何かご意見、ご質問等がございましたら、ご遠慮なく挙手をしてご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

(L委員)

報告ありがとうございます。色々頑張ってくださっていることがよくわかって、私たちの生活を支えられていることが良くわかりました。しかしですね、実施状況の表について、去年と比較して報告されています。今年度の数字しか記載がないので、増でした減でしたと言われても分からないので、昨年の表をつけていただいて、増えているのか減っているのかが分かるように、それはどこのページでもなんですけども、比較できるように表にお願いできたら、もっとわかりやすく、私たちの生活の中で、もう少し資料をもらってから考える時間あったのかなと思います。それから最後の相談支援の事業者が増えたという努力は、いつも相談支援が必要だと言われていた成果として上がってきているんですけども、当事者が相談支援のことをどう考えて、どう受け取って、どう思っているか、当事者の声を聞いたアンケートなど、1回も取っていただいたことがないです。ただ数が増えても、本当に事業所の格差があつて。相談支援事業所も1人体制のところが多いです。そうすると相談事業所内でケースについて、どうだというよう

な相談ができず、大変なことがあるのではないのでしょうか。本当に大きな課題になったら基幹相談におそらく発信されるでしょうけれども、なかなか事業所での力関係があって、当事者の私が言うのも心苦しいのですけれども、当事者のアンケートで、どのように相談支援が増やしていくことが正しいのか、望んでいるのかというようなアンケートを実施してほしいと思いました。

それから課題がこういうことがありますという報告がなされて、確かにそうだと課題をとるところまではできていますけれども、じゃあそれをどこでどう協議したらいいかというところまで、ここで発表してくださらないと、何も変わらない報告会になってしまっていることを毎回毎回言わせていただいて発表しているので、どうかそこまで突っ込んで、どういう機会にどういう協議をしているのかというところまで検討していただきたいと思いました。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。これについて事務局で何かコメントございますか。

(会長)

2点ございますが、いかがでしょう。

1点目のことにつきましては、去年はどれぐらいの数値で、今年はどれぐらいの数値というのを、少なくとも上げていただいた方が丁寧に評価できるのかなと思います。ただ単に今わかりましたということだけだったら、なかなかこう具体的なものが見えないということかなと考えています。その辺り、次年度以降でご検討いただくようお願いします。

それからもう1点はですね、確かにその量的な、サービスの量が増えるということは非常に大事なことだったんですが、量だけではなくて、そのサービスの質が問われているという時代になっています。当事者がどう考えているのかというのは、障害者基本法あるいは様々な基本法の中で、当事者がどういう風に考えているのかという考え方をできるだけ、様々な委員会の中に反映させていかなければならないというのが、本来の趣旨です。できましたらアンケートという形がいいのかどうか、あるいは事業所の方に委託されてどういうご意見をお持ちなのかということ、色々丁寧にした上で、ここに議論をさせていただいて、その意味があったという議論があってもいいのかなと思います。ぜひその辺りについて、そういう工夫も、次年度以降も毎回ご指摘いただくのですが、なかなか改善が難しいかなとは思いますが、事業所の方々も非常に熱心に取り組んでいただいておりますけれども、現在はやはり量が増えるということとはど

うしていくのかという議論の方が非常に重要な要因となっておりますし、高齢者の事業計画の中でも質の議論というのは非常に出てまいりますので、障害者福祉計画の中でもやはり質の議論をさせていただくような資料作りをお願いできればという風に考えております。私の方から以上のような回答にさせていただき、事務局をそのようなことを踏まえて少し来年度以降お考えいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(E委員)

質問というか確認なんですけれども、門真市では障がい福祉サービスを利用するにあたって計画相談をつける、セルフプランは基本はしないというお話をちょっと聞いたことがあります。今回セルフプラン作成のときに助言ということが書いてありますが、そういう方向にも行くという感じがあるのでしょうか。

(L委員)

児童の方はセルフプランの方が多いので。

(E委員)

なるほど、ご教授頂きましてありがとうございます。

(G委員)

当センターの報告の中にセルフプランのことが入っていたかと思います。こちらの対象者の方に関しては、ご自身でセルフプランを希望された方でして、その方に対してのご相談を承っているかたちとなっております。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

特段なければ思いついた時点でご発言いただければ、また後ほど取り上げさせていただきますと思います。

それでは、議題②、令和6年度障害者虐待防止法に係る対応状況について、引き続き門真市障がい者基幹相談支援センターえーるより説明をお願いいたします。

(事務局)

虐待防止センターの報告を行います。

14頁の資料 2－3 をご覧ください。

虐待防止センター業務では、令和 6 年度中に46件の通報があり、46件の通報の内訳は養護者31件、施設従事者15件となっています。訪問等による事実確認調査の結果24件の虐待判断としています。24件の内訳は養護者による虐待が13件、施設従事者による虐待が11件となっています。

その中で、障がい福祉に従事する職員の虐待行為の認識や虐待の通報義務の理解が不十分で通報がされていないケースが複数にありました。具体的な内容は、軽い叩く行為だったことから支援者が虐待と認識していなかったケース、両親の高齢による支援力の低下から介護負担の増加が原因によるアザやケガに至らない暴力のケースでした。利用者に関わっている支援者の虐待認識が低く、叩かれている事実を確認しているものの虐待通報や相談に至らないことは問題であり、サービス管理責任者等の障がい者虐待の理解を深め、施設職員全体へ周知を図る必要があると感じています。施設従事者による虐待の通報は、施設内で確認作業を行った後に通報となるケースがあるため通報件数15件に対して虐待認定される件数11件と、虐待判断される割合が高くなっています。今年度の発生事案の調査中を除いた13件中、令和 6 年度中に虐待判断した件数は10件となっています。内 7 件は被虐待者が利用していたサービス提供事業所を変更したケースやサービス提供事業所の閉所などで、介入後に利用者への虐待対応は終了となっています。

ただ、事業所への改善については、虐待対応後が重要となり、事業所にて虐待が発生した直後は門真市による聞き取りや指導や改善を求める取り組みは実施できているものの、事業所から提出された改善計画書に対して、事業所側が虐待の再発防止にむけて実施の進捗確認、虐待防止委員会が未設置の改善に向けた取り組みなど、虐待防止研修等が適切に実施されているか不十分となっております。施設従事者虐待の再発防止の取り組みにおいて、事業所の指定を管理する大阪府が実施することとなっていますが、虐待の内容が軽度だった場合の指定権者の大阪府の実際の動きに問題があると感じています。実際に虐待の内容として軽度 1 や軽度 2 だった事業所への指導が不十分となっており、十分に再発防止の取り組みができていません。そのため、門真市から指示を行い、事業所が作成し提出してきた改善計画の経過を検証することができていません。虐待通報件数の増加による対応する市職員や虐待防止センター職員の余力がないことに加えて、大阪府、門真市、基幹相談の 3 者の役割が明確になっていないことで、事業所への継続的な指導が不十分となり再発防止に至っていないことが問題となっています。

養護者虐待の重大虐待事案として、養護者から分離に至ったケースが第 3 四半期 2 件、第 4 四半期に 1 件、合わせて 3 件ありました。分離後の短期入所や避

難場所での虐待支援や生活支援に当センターの職員も対応していますが、生活支援の部分の負担が大きく、この部分は基幹相談の職員ではなく、職員数が多い委託相談のマンパワーを活用できる体制づくりが必要と考えています。この「やむを得ない事由による措置」で一時保護を行ったケース、入院による分離を行ったケースの中には、虐待の内容が生命に危険が及ぶ可能性がある状況にも関わらず、被虐待者である本人が避難や分離を拒否するケースが複数ありました。同ケースは自身の訴えにより避難していないため、避難先での集団生活に本人は拒否的であり、トラブルが発生しやすい傾向にあります。実際に措置避難先からの脱走、保護者（虐待者）が行政措置による一時避難に対し不当性を訴え法テラスへ相談し弁護士を立ててきたケース、精神科の入院先にて水の大量摂取による意識障がいなどがあり、避難後も避難先の職員だけでなく門真市職員や虐待防止センター職員も対応に迫られる傾向があります。その他の取り組みとして、虐待の早期発見、未然防止の取り組みで、9月に障がい者虐待防止研修の講師として門真市地域福祉連絡会主催の職員向けの研修へ当センターから職員を派遣しました。

上記のように相談件数の増加に比例し、緊急対応が求められるケースも増えています。緊急を要する虐待対応では行政だけでなく、虐待防止センター職員には高い専門性と判断が問われ、虐待防止センターの職員の質の向上が求められています。質の向上に加えて、虐待対応専門の職員の配置も必要と考えています。虐待防止センターの業務は、基幹相談支援センター委託業務の1.5名の職員体制の中で、基幹相談の業務の片手間に出来る業務でないと強く感じています。

以上で門真市障がい者虐待防止センターの報告を終了させていただきます。

（会長）

ただいまの障がい者基幹相談支援センターからの報告についてご質問、意見等ございませんか。

（L委員）

虐待防止法が平成24年に施行されてから、虐待数が減るのではなく、門真市では増えていることを当事者としては胸が痛いと思ってお聞きしていました。

今のところ虐待を見つけて、その虐待に対して本人を守るといような、支援に迫られているような報告に感じてしまいました。この法律ができた時、私はすごく嬉しいなと思ったのは、正式名称を皆さんご存知ですか。障害者の養護者に対する支援に関する法律とあります。障害者虐待の防止・障害者の養護者に対する支援に関する法律等に関する法律です。

障がいの子どもを持つ、持ってみないとわからない、本当に暮らし辛さがたく

さんあって、養護者も全く虐待はしたくない。けども社会的に冷たい目を向けられたり、孤立する中で虐待をしてしまう。だから養護者に対する支援が必要ですよと、法律は作ってくださっています。

私たち平成24年から何を取り組んでいただいたか、なかなかその取り組みが見えなくて、養護者はやっぱり何もしてくれないというような、まだ私たちにく會員の声も、実際虐待に至った親も何もしてくれないからと言って子どもの首を絞めたというような実態がありました。

そういう本当に暮らしづらさをわかっていただければ、虐待が起こったところの対応はもちろん大事ですけども、虐待の芽のところで養護者支援を考えていく取り組みを始めていただかないと、ずっとずっとこれが増えていってしまうのです。保育園の待機児童なしの取り組みで、ますます子育てしながら働ける状況になり、障がいがあっても重度の障がいのある子の親も働ける状況になりました。私たちの時は重たい障がいの子がいると働けなかったのも、子どもを見ているうちに愛着が生まれてきます。でも預けるところがあるのでね。その辺の、2次障がい、また課題行動が多いという障がい特性が大変なことになって、本当に育てることが難しくなっているのも、養護者に対する支援に対して、また1つ何か取り組みましょうというような考え方を議題検討していただくことが必要ではないかと常に思っています。皆さんどうぞよろしくお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。事務局これについてコメントございますか。

(事務局)

L委員のおっしゃる通り、養護者への支援という部分の目線は非常に重要と感じております。

先ほどのお話がありました通り、門真市は相談支援専門員がサービスを使っている利用者についているという部分、この点が門真市は虐待の養護者支援という部分の観点から非常に地域体制が取れている地域だと感じております。基幹相談だけではなく、委託相談であったり、加えて指定特定相談支援専門員も入って、虐待発生後の支援体制作りの部分でサポートが入れるというところが非常に大きいと今感じております。

ただL委員おっしゃる通り、不十分なところもあるかと思っておりますので、そこに関しましては基幹相談、委託相談、指定特定相談の部分と、加えて地域のサービス提供事業者と連携しながら、虐待発生後の養護者支援ですね、再発防止に向けた保護者支援体制を構築していければと感じております。

加えて先ほどの、施設従事者虐待の部分に関しましては、事業者へのその後の

対応というところが非常に問題で。大阪府、門真市、基幹相談の役割、この部分が非常に問題だと考えております。この部分に関しましては、今後の体制というのは、この場になるのか、それとも大阪府に対してになるのか不明ですが、事業者への指導する体制をしっかりとしていかなければならないと感じております。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。はい、では、どうぞ。

(B委員)

たくさんあって整理しないといけませんが、まず先程の施設従事者による虐待案件に対する改善計画のところで、指導権者が大阪府のため、再発防止の取り組みが徹底しづらいというのが、ちょっとこれだけでは理解しづらいというところがあります。もうちょっと具体的にどういう点で取り組みが進まないのか。保健所の対応例では、精神障がいの場合ですが、こころの健康総合センターと一緒にやることになっています。つまり大阪府が指導権者になりますけど、その辺の権限がどこにあるかという問題は、確かにちょっとやりづらい面もあるかもしれませんが、本質的な問題ではないですね。どのように対応すべきかというところ、例えばですが、大阪府、門真市、基幹相談、3者がそれぞれの役割を明確にすること、まずはそういう姿勢が必要ですし、やりづらいというよりは、むしろ明確にしておくものだと思います。それぞれの立場で役割を認識しながら、得意不得意もありますが、知恵を持ち寄りながら、どういう対応が適切か一緒になって考えるという姿勢が必要で、それは課題のところに書くような内容ではないのであって、決して諦めるようなものではないと思います。もう一つ、一番問題だと思ったのは、虐待の認識がやはり専門家ですら定義することが難しいというところにあると思います。これは施設でも養護者でも、それから相談を受けた方についても、これは虐待なのかどうかという基準が明確じゃないので、判断は難しいと思いますけれど、虐待防止法ができて何年にもなりますし、虐待についての認識についても、もうちょっとしっかり周知を徹底していただく必要があるかと思います。

また保健所の例で恐縮ですが、精神科病院での虐待のケースについては通報者の保護も大事です。虐待を通報することによって不利益を受けないような環境整備がしっかりできていないと通報制度が成り立たないと思っています。通報者の保護を確保した上で、客観的事実を聞いて、そして虐待があったかどうかを認定するということになります。現在のところ認定件数が増えているという話なので、これは良いことだと思われまし、このことは、虐待が増えたという

よりも、通報制度が適正に運用されているという理解ができると思います。さらに、通報したその後の解決も大事で、きちんと対応されないと、やっぱり通報した側も、しがないがないということになります。せつかくいい制度ができてそれが地域に根ざさないと残念なことになりますので、ぜひ虐待通報に対しては責任を持って対応していただきたいし、養護者への支援も同様です。

これまでのやりとりの中には、養護者が虐待じゃないと主張して、弁護士が不当性を訴えるという話もありましたけども、その養護者に対して、こういうことしたら虐待なんだよとはっきり説明できたり、説得できるっていうスキルが求められるところとなってくるので、まずは虐待に対する認識というのを持つことが必要ですし、それは何度も何度も意見交換を繰り返したり、ケースを検討したりする中で、一定の共通認識が生まれてくるというふうに考えるのがよくて、難しいとか課題がいっぱいとかいうイメージが強すぎる分野ではあるんですけど、そう言わずに、もうちょっと前向きに取り組んでいただければ解決に繋がるんじゃないかなと思います。

質問というよりコメントとさせていただきます。

(会長)

はい、ありがとうございます。今のご意見も踏まえて、少し関係部局と議論していただいて、1歩でも解決に繋いでいただければと思っております。

で、私自身は養護者のことは、この障害者福祉計画の限界なのかなと思ってはいるのですが、障がい者当事者のサービスの内容については色々書いてあるのですが、そのとりまく環境の方々、ご家族の話であるとか、あるいは保護者の話というのはあまり議論されないまま進んでいくと。で、これはどういうことかと言いますと、今現在、ご案内の通り、障がい者の問題が出てきているのはヤングケアラーの問題で、ヤングケアラーの方々がいらっしゃって、中学生から大学生という方々が障がいをお持ちのご両親をケアしている、あるいはご兄弟姉妹をケアしているというケースが増えてきまして、この前の厚生労働省の全国調査で、大体それが6.9パーセントで、約7パーセントの方がいらっしゃる。大阪市で調査をした時には、中学生の10人に1人、1割がヤングケアラーだったというようなことが出てまいりまして、かなり児童の問題と密接に関係していると。これ、何が言いたいかと言いますと、今回出てきましたこの黄色い冊子の1頁をご覧くださいなのですが、ここは大事なことなのですが、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行ということで、重層的支援体制の整備ということで、各市町村はこの重層的支援体制を整備しなければならない。これは多分地域福祉課がやる仕事かなと思っていますが、ヤングケアラーの問題であるとか、高齢者の8050問題であるとか、障がい者の方々の親御さん

が高齢になった時どういう対応していくのかみたいな、様々な、福祉課や高齢福祉課が縦ではなくて横に繋がって、どういう風に解決していくのかということを経験しないといけない時代になってきた。こういったことで、やはり障がい者の問題ではあるのですが、ここでそんなに深い議論はしないつもりなんです、障がい者の問題ではあるんですが、それを取り巻く方々の議論も本来はしていないといけないんじゃないか。その意味では、部局としては、この青い冊子の約110頁のところで、門真市障がい者計画策定推進委員会というのは、部局をまたがって様々な議論するところということになっております。その辺りで少し議論をしていただきながら、こういった問題を門真市全体でどうしていくのかという一定の方向性を、おそらく地域福祉課が中心になって考えているということでもあるので、ここではあまり深い議論はしませんけども、多くの様々な議論があるということはお承知いただきたいという風に思っております。

他にいかがでしょうか。

(G委員)

質問ではないのですが、報告書の中に委託相談のところも入っていたので、コメントさせていただきます。

先ほどの基幹相談支援のマンパワー不足というところは報告にもあったかと思うのですが、そういった意味では、この虐待対応というところでもマンパワーとしては2名体制でしているということもあるので、委託相談の活用であったり、今後の相談機能をどうしていくかというところは、役割分担などの話を深めていってもいいのかなと思います。

虐待に関しては、情報の取り扱いというところが非常に慎重かと思いますが、先ほど話されていた初動の部分だけでなく、その後も続いていくものだと思いますので、そこを指定特定相談支援事業所と協力しながらどう対応していくかということも、役割や相談体制を今後話していけたらいいのではないかと思います。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、この議論につきましてはこれで終了とさせていただきます。

それでは、議題③門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の進捗状況及び取組状況等について、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは私より、議題③ 門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福

祉計画の進捗状況及び取組状況等についてご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

資料2は障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の各サービス種別の令和4年度から令和6年度の見込量と実績値をまとめています。

各サービスの右側のコメントは、サービスの内容の説明、利用者の推移や利用時間数または利用日数の推移や傾向について記載しています。

資料の冒頭にも掲載しておりますが、令和5年度より集計のシステム変更を行い、身体障がいと知的障がいの重複の人の中で、令和4年度までは知的障がいに分類されていた人が令和5年度からは一定数身体障がいに分類されています。

そのため、知的障がいと身体障がいのある人について、令和4年度と令和5年・6年度で実績値に差異が生じていることをご承知おきください。

私からは、主だった動きがあったサービスを中心にご説明させていただきます。

まず、17頁をご覧ください。

まず、重度訪問介護についてです。

重度訪問介護とは、行動上著しい困難がある人に対する居宅での入浴・排泄・食事の介護のほか外出中の介護など、総合的な支援を行うサービスです。

利用者数については、身体障がいのある人の利用者数は、令和6年度はおおよそ見込み通りの実績でした。一方で、利用時間数は、令和4年度から令和6年度にかけて増加しています。

これは、65歳以上の重度の身体障がいのある人が介護保険の中ではサービスがまかなわれず、福祉サービスを上乗せして利用している人や、障がいが重度化し、利用するサービスが居宅介護から重度訪問介護に変更となった人が増えたことが影響していると考えられます。

続きまして、28頁をご覧ください。

行動援護についてです。

行動援護とは、知的障がいまたは精神障がいのある人で、常時介護が必要な方に対して行動するときに必要な援助や外出の移動中の介護を行うサービスです。

知的障がいのある人の利用者数は、見込量を超え、令和5年度から令和6年度にかけて増加しています。

一方で、利用時間数は横ばい傾向にあります。

これは、利用希望者は増加していますが、ヘルパーの数そのものと行動援護に従事できるヘルパーが不足していることから、令和6年度の一人当たりの利用時間が減少したと考えられます。

次に20頁をご覧ください。

次に、就労移行支援です。

就労移行支援とは、就労を希望する方に対して、生産活動などの機会の提供を通じて就労に必要な能力向上の訓練を提供するサービスです。

全ての障がいのある人の利用者数及び利用日数は令和4年度から令和6年度にかけて減少傾向にあります。

この要因として考えられるのは、知的障がいのある人では、就労継続支援B型事業所が増加し、利用者のニーズに応じた選択の幅が広がったことから、就労移行支援ではなく、就労継続支援B型を選択する人が増加していることが考えられます。

精神障がいのある人では、近年の傾向では、就労に向けた訓練を行うための利用ではなく、休職中の人のリワークを目的に利用することが増加しています。

リワーク目的であれば、短期間での利用にとどまることが多いため、利用日数の減少につながっていると考えられます。

次に、24頁をご覧ください。

児童発達支援です。

児童発達支援は、主に未就学の方を対象に、日常生活における基本的動作及び知識技能の習得や集団生活への適応のための支援などを行うものです。

利用者数については、令和4年度から令和6年度にかけて横ばい傾向にあります。利用日数は、令和5年度と令和6年度を比較すると、利用者数は減少しているが、利用日数が増加しています。

社会の早期療育に対する意識の高まりより、利用日数が増加していると考えられます。

同じページの下をご覧ください。

保育所等訪問支援です。

保育所等訪問支援とは、保育所等に通う児童などに対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的支援などを行うものです。

近年民間の事業所が増えたことと、教育と福祉の連携の意識や、保護者の療育に対する意識が高まっていることから、利用回数の増加につながっていると考えられる。今後も利用者数及び利用回数は増加していくと考えられます。

次に、25頁をご覧ください。

障がい児相談支援です。

障がい児相談支援は、児童発達支援・放課後等デイサービス等のサービスを支給決定する際に、利用するサービスの内容や種類を定めた計画を作るものです。

令和5年度までは放課後等デイサービスを利用する人を中心に利用していましたが、令和6年度より児童発達支援を利用する人に対して市立こども発達

支援センターが障がい児相談支援を担当するようになったため、利用者数の増加につながっています。

次に、26頁をご覧ください。

最後に、昨年度からの計画として、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画における成果目標を挙げていますので、ご参照ください。

以上で、門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の進捗状況及び取組状況等についての説明を終わります。

(会長)

ただいまの事務局の説明についてご質問、意見等ございませんか。

(E委員)

確認ですけれども、一定数が身体の方に分類されてしまったというのは、胃ろうとか、たん吸引の人が分類されてしまったということですか？

(事務局)

元々身体と知的障がいの両方をお持ちの方が、前のシステムでは知的障がいの方に分類されていたのですが、新しいシステムになり、身体障がいの方にカウントされるようになったので、数が令和4年度と5・6年度では少しおかしくなっているというか、差が出てきてしまっています。

(E委員)

具体的に身体障がいの状態をもってして分類された訳ではないですか？

(事務局)

そうです。単にシステムの問題です。

(E委員)

ありがとうございます。

(会長)

それでは他にありませんか。

(H委員)

少し突っ込んだ話になって申し訳ありません。我々の法人でも移動支援や行動援護をさせていただいています。

行動援護というのは、具体的な話は申し上げませんが、報酬単価が非常に高い。専門性も求められるので、そういった部分もあると思いますが、行動援護であつても非常に人材不足で、なかなか回っていない現状があります。全国的に、特に僻地のような場所では全く機能していない。その中で、門真市内の移動支援の事業所も減少傾向にある事実があります。原因は明らかで、人件費はここ10年、20年でどんどん上がっているのですが、移動支援は地域生活支援事業、いわゆる市が独自に報酬を決めることができる事業になるのですが、門真市さんの努力は重々承知していますが、人件費率の上昇に対して、移動支援の単価の上昇率はかなり低い。要は、なり手も全くいないという状況になっています。こういった状況を打破しようとしているのは徳島県であつたり、徳島市も行っていますし、神奈川県で言うと、昨年、藤沢市が30分で2500円の報酬を出すという形で思い切った策を打ち出して、障がい児者の地域の生活をより豊かなものにしていこうといった取り組みをされている行政もある中で、非常に重要なこの地域生活の中で、移動支援というのは非常に重要なものだと思えているのですが、そういった方向性について門真市さんはどのようにお考えなのか、ご意見をいただければと思います。

(事務局)

移動支援の部分で、単価が他市よりも低いであるとか、そういったところで人件費の上昇に追いついていないというところは承知しておりまして、課題の一つとしては捉えています。

財政等いろいろな状況がありまして、なかなか思うように単価を上げていくことは難しいと感じているところではあるんですが、藤沢市のようにいきなり2500円というところはちょっと難しいかなと思っておるんですけども、できる範囲でその単価を上げていければいいかなという認識は持っております。ただ、障がい福祉課の思い通りになかなかいかないところもありますので、その辺りはご了承いただきたいところではありますが、市としてはその認識を持っていますので、そこには力を注いで、少しでも上げていければいいかなと思っております。以上になります。

(会長)

はい、ありがとうございます。

なかなか市単独で単価を上げていくのは難しいので、これは市でも取り組んでいただく一方で、やはり府を通じて国に働きかけをしていく必要があります。やはり今、人材の賃金がものすごく上がっている状況で、なかなか人を集めるのが難しい。しかしこれは介護ケア関係の業界すべてがそうでございまして、今ホ

ームヘルプサービスも困っていますし、施設も困っているということで、様々なそういった、ケア関係の業種の方々が非常に困っている段階で賃金が抑えられているという状況は、市もかなりご理解いただいていると思います。

ぜひ、そういった形で努力をしていただきながら、少し単価を上げていただくということもお願いしたいと思っております。

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。特段ないようでしたらありがとうございました。

それでは、議題④ 令和6年度門真市障がい者地域協議会部会開催実績について、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)

では、議題④令和6年度門真市障がい者地域協議会部会の開催実績についてご説明いたします。

資料の27頁から始まる資料3をご覧ください。

本市には、本協議会をはじめ、サブ協議会、サブ協議会を取り巻く7つの部会があり、それぞれに年度ごとにテーマを決めて会議を開催しております。

部会ごとに、開催時期、開催回数も異なっており、毎月あるいは2か月に1回程度の開催が多くあり、会議テーマが多岐にわたる部会では、12回になる部会もあります。

令和6年度の各部会の会議テーマと今後の課題、会議参画機関につきまして資料に詳細を記載しておりますので、ご確認ください。

令和6年度の特徴的な活動内容といたしましては、資料の36頁にあります就労専門部会の取り組みのエルフェスタ I N北河内西があります。

具体的な内容については、担当事務局にご報告していただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

(事務局)

お世話になっております。

2007年から今年で第18回目になりますエルフェスタ I N北河内西を門真市さんの協力の中でさせていただいています。これまで障がいのある方にスポットを当てて、地域の関係機関と一緒に取り組んできたんですけども、その時その時の取り組みで、皆さんの中で気になる話題について、グループホームのことや、実習先のこと、一人暮らしのことや、結婚など、色々なテーマを取り上げて、皆さんと一緒に話し合ってきました。

昨年度は、大人になってから手帳を所持された方、最近発達障がいの方が高校に行かれたり、普通校を出られたけれども卒業後に就職で困るというよう

なテーマが皆さんの施設の中であったので、そのことについて取り上げました。働いてからですね、今までどんなことを思っていたのか、学生の頃はどんな感じで過ごしていたのかというところを、当時者の方が取材に答えてくださったので、この後ご覧いただくVTRを見ていただければと思います。また、ご家族や、学校の先生方も、私たちの話に賛同してくださって、映像に協力してくださいました。

これまでずっと、このような形で実行委員会のスタッフは通常業務をしながら、取材をしたり、動画を作成しながら、毎年1回、イベントを継続して、今年18回目になります。

お手元の方に、福祉の支援についてという冊子の方も、事前にアンケートを取ったりしながら、学校の先生たちと、私たちの福祉サイドがこれから何かできることはないかというところを考えていくすごくいいきっかけになっています。

ちなみにですね、昨年このテーマ取り上げさせていただいて、今年度、門真市の教育委員会の先生方の研修の中に、今回この内容を取り組んでくださることがこの間にお話いただきました。本当にありがたいなと思うのと、大阪府下の府立の先生の有志の集まりの勉強会に、この話題について、昨年やったイベントについて2時間セミナーをお願いしたいということで依頼を受けています。今回本当に地域の皆さんと一緒にやった取り組みがですね、門真市だけじゃなく、各地域で問題意識を持ってくださっていることが分かり、私たちにとってすごく励みになるお声がけになりました。

これからですね、VTR見ていただいて、また皆さんの方で感じる事あればご意見いただければと思います。

それでは、よろしくお願いします。

(映像を視聴)

(事務局)

すみません、ちょっと音声聞き苦しくて、なかなか伝わらなかったかもしれません。

1人目の方はですね、マンツーマンならできた、大多数の話の中で、自分の話を抽出するのが難しいということ、学生の頃は気づかなかったということでした。2人目の方は、相談できる人が欲しかった。3人の方は、学校の先生に対応してもらえる成功例をお持ちなので、幼少期の頃というか、小さいうちに頼って対応できたという経験が、仕事に来てから、職場でも相談しながら対応していくことを受け入れることができたという事例です。4人目の高校の年生は、高校1年生の時に、生徒さんを、この方がお困りになるのではということで、お家

の方と授業終わりに、当センターに連れてこられたんですね。ご本人さんはその後、大学に進まれたんですけども、大学卒業後に就職に躓いて、学校の先生に教えてもらったセンターに行ってみようと思って、その後来られました。そこから繋がって就職されまして、今、8年仕事を継続されています。最後のご家族の方が、その男性のご家族の方で、高校の時に先生がこのような形で案内してくださったので、在学中に将来どうしていかうかということをお話で話し合いができたので、すごく助かりましたというような話になります。

今回ですね、教育と福祉の連携ということで、教育現場の方、先生方が、本当に目いっぱい時間をかけて働いてらっしゃるということも、重々福祉のサイドでも理解しているつもりです。だから、先生にこれ以上プラスどうこうというお話に受け取られたら困るんですけども、同じ方を応援しているというか、見ているステージが違うということで、教育現場の方と、福祉のサイドは一緒に話し合う場や、情報共有という場を定期的にちゃんとしっかり作りながら、その時その時で何かできることをですね、このお付き合いの中で進めていくきっかけになればと思い、今年度もこのテーマで継続することになっております。

また、皆さんの方でご覧いただいて、ご意見いただいて、地域のスタッフと話し合う材料にしたいと思います。

以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。ただいまの事務局の説明についてご質問、意見等ございませんか。では、ここになりますのは、この件につきましてはこれで終了とさせていただきます。

それでは、議題⑤、障害者優先調達推進法に係る令和6年度の取組状況について、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、私より、議題⑤、障害者優先調達推進法に係る令和6年度の取組状況及び令和7年度の予定について、ご説明させていただきます。

資料4-1をご覧ください。

障害者優先調達推進法につきましては、障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を図るため、国や地方公共団体、独立行政法人等の機関が障害者就労施設等の提供する物品・サービスを優先的に購入(調達)することを目的としまして、平成25年4月1日に施行されております。

令和6年度の調達実績につきましては、資料4-1のとおり、物品は350万5,533円、役務は367万2,380円となっております。内容としては、物品につきま

しては、庁内12課から市内9施設に対し、ポケットティッシュ、ゴミ袋、名刺等、役務につきましては、庁内3課から市内1施設に対し、街並み美化推進業務等を発注したものです。また、平成25年の法施行からの目標と実績につきましては、資料4-2のとおりとなっております。物品につきましては目標を上回ることができましたが、役務については約8万3千円、目標を上回ることができませんでした。なお、障害者優先調達推進法第6条におきまして、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の作成が義務づけられておりますことから、資料4-3のとおり、令和7年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を令和7年5月31日に制定し、同日より市HPにて公表を行っております。

7年度につきましては、資料4-1のとおり、優先調達が予定されており、調達目標としましては、資料4-3のとおり、物品は140万9千円、役務は372万2千円と設定しており、物品につきましては、現時点におきまして、人権市民相談課にて、シール張り、チラシ挟み込み、クリーンセンター施設課、教育総務課、保育幼稚園課、こども家庭センター等にてゴミ袋の発注等、役務につきましては、環境政策課にて市内全域での違法屋外広告物簡易除却及び清掃活動、喫煙所清掃業務、財産活用課にて南部地域除草業務等が予定されております。

なお、物品の調達目標につきましては、令和6年度実績と比較し、約210万円の減額となっておりますが、これにつきましては、課によっては令和6年度に発注したゴミ袋やポケットティッシュなどの在庫の状況により、調達目標には含めていないが、在庫が少なくなれば、令和7年度中に発注をする可能性があるかと聞いております。

また、一部の課では令和6年度には優先調達で発注していた物品の予算が令和7年度では取れなかったということも聞き及んでおります。

今後につきましても、7年度の調達目標の達成に向けまして、障がい者就労施設等と連携を密にするとともに、より一層、庁内における制度趣旨の周知徹底を図り、全庁的に物品等の発注拡大に取り組んでいきたいと考えております。

障害者優先調達推進法に係る令和6年度の取組状況及び令和7年度の予定についての説明は、以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。ここまでの事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(B委員)

ちょっと細かいことになるのですが、先ほどおっしゃった350万円物品を昨

年度調達していて、今年度予算が減っている理由が、在庫が残っているということなんですが、前年度余分に買いすぎていたという解釈にもなるかと思うんですが、その辺、見積もりは何を基準にされていたのかというのを詳しく教えてください。

(事務局)

これに関しましては、毎年ですね、庁内の各課に照会をかけさせていただきまして、その回答いただいた額で一応予定というか目標を立てるという形になっております。で、6年度で言うと、その実績で、それと同じタイミングで7年の予定を聞いておりまして、その時にはそういった形で、6年度よりも少ない額だったので、一応関係各課に確認したところ、そういった回答があったという形になっております。

(B委員)

ということは、在庫も周知した上で、在庫がこれぐらい残っているので、さらに今年度どれぐらい必要かっていう照会をかけたということですか。

(事務局)

そこは、在庫の把握までは・・・

(B委員)

そうではなくて。

(事務局)

はい。

(B委員)

だから同じように、前年度照会をかけて、大体同額が上がってきて、発注して残ったわけですね。こういうことは繰り返し発生するものでしょうかということ。

(事務局)

はい、そうです。

(B委員)

残ったっていうことは、同じように照会をかけて、同じ額が上がってきたら、

やはり残るんじゃないかなって思いますが、要するに役務費は変わらず物品費でマイナス210万円減となることについて、適正なのかという疑念があるっていうことです。

(事務局)

その辺りは、原課で予算取りしてやっているところですので、優先調達で、そういうものがあるところは優先調達を積極的に活用してくださいっていうのは、庁内で周知はしているんですけども、あとは原課が予算取りされてるという形になってくるので、その部分を回答をもらっているという形です。

(B委員)

よくわかりませんが、ありがとうございました。

(会長)

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
よろしいでしょうか。はい。では、他ないでしたら、この件につきましてもこれで終了とさせていただきます。

それでは、議題⑥その他について、何かありますでしょうか。

(事務局)

資料5をご覧ください。

門真市障害者地域協議会の専門部会の一つである児童専門会議の設置要領の第3条の改正についての報告です。

令和7年度の機構改革に合わせ、第3条の門真市子育て支援課および門真市健康増進課を門真市こども家庭センターに変更をいたします。

また、保育幼稚園課に門真市の文言を追加し、大阪府立寝屋川支援学校の記載に、府が2つあったため、1つを削除いたします。

以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございました。修正のことでございますが、何かこの点につきましては、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(L委員)

障がい会議にですね、当事者参画が非常に少ないと思っていて、この時に当事者参画を考えていただけなかったのかなと思っています。

(会長)

これは事務局は何かありますか。

(事務局)

はい。児童専門会議については、事務局がこども発達支援センターになっております。センターと協議をして、今後どうしていくかは検討したいと思います。以上です。

(L委員)

できるだけ当事者の声を反映できるようにお願いします。国も大阪府も今、本人、知的であってもサポートをして、本人が参画できるようにして会議を進めるようにする取り組みがある中で、代弁者の親、当事者団体もなかなか参画できないような会議では、なかなか福祉が進まないと思うので、当事者の考えをどんどん聞いていただき、会議が進むように今後お願いしたいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。ここは非常に大事な議論で、認知症の基本法においても、今、大阪市の市議会でも当事者を参加させるという方向で検討されています。様々な会議、これから子どもの会議でもひょっとすると子ども当事者に参加を求めるという時代になってきますので、こういった、今回は設置要領が確定しておりますので変更しようないと思いますが、今後の会議体につきましてはですね、ぜひ当事者も、あるいは当事者の代理人みたいな方々も入る工夫を、創意工夫しなければならないようになってきています。国の審議会でも当事者が入っていることが基本的にはなっております。様々な障害者基本法あるいは日常基本法において当事者の声を反映するということが非常に現在のトレンドとなっておりますので、今回はこれでお認めをさせていただきたいと思いますが、今後は、会議要綱、設置要項につきましては、当事者を配慮した、何らかの形で当事者の意見が反映されるような、会議体にしていただければなと思っております。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(L委員)

会長、すいません。2点ほどお願いしたいことがあるのですが、いいでしょうか。申し訳ありません。本日はお時間いただきすいません。

この協議会が、やっぱり報告でなかなか委員の皆さんからの意見を、話し合っ

たりして協議になっていないというところで、報告ばかりの形骸化ということがもう発足当時からずっとなんです。それで、大阪府の障がい者相談支援アドバイザー派遣事業を使っていただいて、地域のネットワークの構築に向けた助言等、広域的な支援を行うという、大阪府の事業がありますので、ぜひそれを使っていただいて、地域協議会の相談支援であったり、体制であったり、整備であったり、また部会編成であったりを、当事者が暮らしやすい協議の場になるように、取り組んでほしいというのが1点です。

2点目は、防災についてです。門真市で、私たちは当事者団体として不安であるということを市長要望しておりますが、自治会任せということで、なかなか何も取り組んでいただけないんです。そこで、大阪育成会という上部団体で会議をするところで、個別避難計画が少しずつこの市町村も進んでおりまして、前回、その取り組み状況を見てみますと、取り組んでいないのか、大阪で3市町村ほどになっておりました。そこで門真市が何も取り組まないっていうところでは本当にショックを受けています。避難訓練も、自治会任せではなくて、やはり行政が関わっていただいて個別支援計画を立てていく方向性を出していただきたいと思っています。また、避難、個別避難計画に関しては、防災だけではなくて、何があるかわからない、障がいの子どもたち、障がい者、障がいのある人にとっては、有事の際にそれはとても使えるものなので、相談支援事業所さんは負担になるかもしれませんが、クライシスプランを盛り込んで今後取り組みを進めていただきたいというのが2つ目のお願いです。どうぞよろしくお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。ご要望としてお伺いをし、事務局も真摯な態度でお聞きをいただき、またご議論いただければありがたいなと思っております。

それでは、事務局に議事進行をお返しいたします。

(事務局)

会長、本日の進行ありがとうございます。

事務局より今後のスケジュールをご説明させていただきます。

第2回目の本協議会は、来年2月中を予定しております。12月から1月にかけて日程調整をさせていただき予定にしておりますのでどうぞ宜しくお願いいたします。

なお、令和8年度の本協議会につきましては、第5次障がい者計画及び第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定年度となることから開催回数が増えることとなりますので、併せてよろしくお願いいたします。

また、本協議会での会議録につきましては、「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成いたします。

また、この会議録は不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。

各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承下さい。

なお、本協議会での会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第7条に基づき、協議会終了後、2週間以内に作成いたします。

それでは、これで本日の協議会を終わらせていただきたいと思います。

貴重なご意見ありがとうございました。

皆様、今後ともよろしくお願いいたします。